

令和3年3月26日

受給者各位

北九州市保健福祉局難病相談支援センター所長

特定医療費(指定難病)受給者証の指定医療機関の取り扱い変更について(通知)

令和3年4月1日から指定医療機関の記載を「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関」に一本化します。それに伴い受給者証について、下記のとおり取り扱いを変更いたします。

記

<変更内容>

- 1 令和3年4月1日以降は、現在お持ちの受給者証に記載のない難病指定医療機関についても受給者証が使用できます。

4月1日以降は、「難病指定医療機関の追加」の変更申請は不要です。

難病指定医療機関は、北九州市ホームページや区役所窓口でも確認できます。

(アドレス <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200370.html>)

- 2 令和3年4月1日以降に交付する受給者証から順次、指定医療機関の記載を「各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関」に一本化します。

(個々の医療機関の名称及び所在地は記載されません。)

※ 詳細につきましては、同封のリーフレットをご確認ください。

【お問い合わせ先】

北九州市保健福祉局難病相談支援センター(医療費助成担当)

TEL: 093-522-8762